

北海道告示第11400号

次のとおり一般競争入（以下「入札」という。）を実施する。

令和4年11月11日

北海道知事 鈴木 直道

1 入札に付す事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

入札番号1 パーソナルコンピュータの賃貸借（1月当たりの単価） 一式 16台分

入札番号2 プリンターの賃貸借（1月当たりの単価） 一式 15台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 要求仕様書及び納入場所一覧表による

(3) 契約期間

1の(1)の入札番号1及び2 令和5年3月1日から令和10年2月28日まで

なお、この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 納入場所一覧表による

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2に規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和4年11月11日(金)から同年11月21日(月)まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部住宅局建築指導課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

- 4 契約条項を示す場所
北海道建設部住宅局建築指導課
- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1)入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9階入札室
(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区3条西6丁目 北海道建設部住宅局建築指導課)
 - (2)入札日時 令和4年12月5日(月)午後1時00分(送付による場合は、同月1日(木)までに必着)
 - (3)開札場所 (1)に同じ。
 - (4)開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなる恐れがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- 7 契約保証金
契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- 8 郵便等による入札の可否
認める。
- 9 落札者の決定方法
北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月あたりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 落札者と契約の締結を行わない場合
 - (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。
 - (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。
- 12 その他
 - (1) 無効入札
開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条

各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(3) 最低制限価格

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定による最低制限価格を設定していない。

(4) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道建設部住宅局建築指導課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

ウ 電話番号 011-204-5575

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の執行

初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札及び契約は、調達手続きの停止等があり得る。

(11) 入札執行の公開

この入札の施行は、公開する。

(12) その他

ア 入札に参加する者は、別紙の競争入札心得を承知すること。

イ 落札者となった者は、別途指示により、落札決定後速やかにメーカー、型番、単

価等を記載した貸借物品内訳書を提出すること。